

三本木霊園合葬墓の 使用受け付けを開始しました

申問まちづくり支援課 ☎51-6726

令和5年12月28日に、三本木霊園内南側に三本木霊園合葬墓（以降「合葬墓」）が完成しました。合葬墓は、家族や親族に限らず多くの人々の焼骨を共同で埋蔵するお墓で、宗教や宗派を問わず利用できます。2月1日(木)から合葬墓使用の申し込みを受け付けていますので、希望する人は要件を確認の上、申し込みください。

対象要件 ①～③のいずれかによって要件が異なります。

**①現在、焼骨を所持している人で、次の要件をすべて満たす人
所持者が十和田市民の場合**

▶三本木霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと

所持者が十和田市民以外の場合

▶三本木霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと

▶死亡時に十和田市民であった人の焼骨を現在所持していること

②現在、三本木霊園一般墓地を使用しており、これから合葬墓に改葬したい人で、次の要件を満たす人

▶改葬後、三本木霊園一般墓地を返還すること

③三本木霊園以外の墓地から合葬墓に改葬したい人で、次の要件をすべて満たす人

▶三本木霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと

▶改葬の申込者が十和田市民であること

必要な物

①の場合…火葬許可証、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、合葬墓使用に関する誓約書

②の場合…改葬許可証、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、合葬墓使用に関する誓約書、一般墓地使用許可証

③の場合…改葬許可証、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、合葬墓使用に関する誓約書

申し込み方法

必要な物を持参の上、まちづくり支援課へ申し込みください。

合葬墓の相談窓口を設置します

とき 2月1日(木)～29日(木)

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、休日を除く。

ところ 市役所本館1階東側（市民課1・2番窓口向かい側）

相談内容 対象要件や申請から納骨までの流れ、使用上の注意など

※受け付け順に対応しますので、時間に余裕をもってお越しください。



案内パンフレットを 配布しています



◆市ホームページに掲載しているほか、まちづくり支援課・三本木霊園で配布しています。



※合葬墓イメージ画像

三本木霊園合葬墓

収容数 1,000体

使用料 1体当たり65,000円

※申込時に支払いが必要です。

※三本木霊園一般墓地から改葬し、合葬墓に埋蔵する場合は1区画当たり65,000円の使用料がかかります。
※使用料は返還しません。

埋蔵場所 地下納骨スペース

埋蔵方法

納骨袋に入れた焼骨を市職員または霊園管理人が埋蔵します。

※埋蔵した焼骨は返還しません。

※合葬墓の維持管理は市が行いますが、宗教的な儀式は行いません。

※詳しくは、お問い合わせください。

合葬墓の生前予約は令和6年度の秋ごろに募集予定です

生前予約とは、自身の死後にその焼骨が合葬墓に埋蔵されることを希望する場合の手続きです。

予約の募集は年1回行います。

詳しくは、まちづくり支援課までお問い合わせください。